

6 手当・年金

障害者の生活基盤を確立するため、次の手当・年金が支給されます。

障害児福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給されます。

○対象者

20歳未満で、次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 障害年金等を受給していない方
- (3) 次の障害が1つ以上該当する方

概ね、身体障害者手帳の1級と2級の一部、療育手帳のAで常時介護を要する方が該当します。

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

○手当額・支給月

月額 16,560 円

申請の翌月分から2月、5月、8月、11月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

○申請

認定診断書、認定請求書、振込依頼書、所得状況届、マイナンバーカードを障害福祉課又は各行政サービスセンターに提出してください。

○所得制限

特別障害者手当と同じです。(32 ページ参照)

○届出

- (1) 次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 障害の程度が該当しなくなったとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき

- (2) 毎年、8月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

○趣旨

精神または身体の著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給されます。なお、障害児福祉手当とは、対象が異なります。

○対象者

20 歳以上で次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 続けて 3 か月以上入院していない方
- (3) 次の障害のいずれかに該当すると認定された方
 - ア 別表 2 の 1～7 のうち、2 つ以上の障害がある方
 - イ 別表 2 の 1～7 のうち、1 つの障害があり、かつ、別表 3 の 1～11 のうち、2 つ以上の障害がある方
 - ウ 肢体不自由で別表 2 の 3～5 のうち、1 つの障害があり、かつ別表 4 の日常生活動作評価表で 10 点以上の方
 - エ 内部障害等で別表 1 の 8 の障害があり、かつ、絶対安静と診断された方
 - オ 精神障害（知的障害を含む）で別表 1 の 9 の障害があり、かつ、別表 5 の日常生活能力判定表で 14 点以上の方

別表 1

1. 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表 2

- 1-1. 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- 1-2. 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 1-3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
- 1-4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3

1-1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 1-2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 4. そしゃく機能を失ったもの 5. 音声又は言語機能を失ったもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの 8. 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表4

〔日常生活動作評価表〕 1. タオルを絞る（水をきれる程度） 2. とじひもを結ぶ 3. かぶりシャツを着て脱ぐ 4. ワイシャツのボタンをとめる 5. 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する） 6. 立ち上がる 7. 片足で立つ 8. 階段の昇降
(備考) おおむね全介助2点 半介助1点 介助なし0点とする。

別表5

〔日常生活能力判定表〕 1. 食事 2. 用便（月経）の始末 3. 衣服の着脱 4. 簡単な買い物 5. 家族との会話 6. 家族以外の者との会話 7. 刃物・火の危険 8. 戸外での危険から身を守る（交通事故）
(備考) おおむね全介助2点 半介助1点 介助なし0点とする。

○手当額・支給月

月額 30,450 円

申請の翌月分から2月、5月、8月、11月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

○申請

認定請求書、認定診断書、振込依頼書、所得状況届、マイナンバーカードを障害福祉課又は各行政サービスセンターに提出してください。2つ以上の障害で請求される方は認定診断書をそれぞれの障害について提出してください。

○所得制限

障害者本人または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の8月から翌年の7月まで支給が停止されます。

所得制限限度額表		
扶養親族等の人数	本人所得	配偶者・扶養義務者等所得
0 人	3,661,000 円	6,287,000 円
1 人	4,041,000 円	6,536,000 円
2 人	4,421,000 円	6,749,000 円
3 人	4,801,000 円	6,962,000 円
4 人	5,181,000 円	7,175,000 円
5 人	5,561,000 円	7,388,000 円
6人以上	以下 380,000 円 ずつ加算	以下 213,000 円 ずつ加算

(注)

1. 「所得」は諸控除後の額とします。
2. 扶養義務者とは、直系血族・兄弟姉妹で受給資格者の生計を維持しているものをいいます。

○届出

(1) 次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 3か月以上入院したとき
- ウ 障害の程度が該当しなくなったとき
- エ 氏名、住所、振込口座を変更したとき

(2) 毎年、8月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

経過的福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

20歳以上の方で、昭和61年3月31日まで福祉手当を受給していた方のうち、昭和61年4月1日以降に障害基礎年金、特別障害者手当等を受給できない方に支給します。手当額、支給月、所得制限、届出は、障害児福祉手当と同じです。

○趣旨

精神または身体に中程度以上の障害を有する 20 歳未満の児童を監護する父又は母、若しくはその養育者に対し、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

○対象者

次のすべてに該当する方に支給します。

- (1) 児童や父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいる方
- (2) 障害年金を受給していない方
- (3) 施設に入所していない方
- (4) 20 歳未満で次の障害を有する方

概ね身体障害者手帳の 1～3 級、4 級の一部、療育手帳の A、B の一部が該当します。

(1 級) 別表 1

1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のものなど
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2 級) 別表 2

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のものなど
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○手当額・支給月

1 級の方(33 ページ別表 1)は、手当額が月額 58,450 円、2 級の方(33 ページ別表 2)は月額 38,930 円、認定の請求をした月の翌月分から支給され、年 3 回(4 月、8 月、12 月)、各支払期(12 月期分においては、11 月支払い)の前月までの分が支給されます。

○申請

認定請求書、診断書、戸籍謄本等が必要です。障害等級 1 級の身体障害者手帳を交付されてから 1 年以内の方(内部障害を除く)又は療育手帳 A をお持ちの方は、診断書は必要ありません。(申請される前に、窓口へご相談ください)

○所得制限

受給資格者本人又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、次の表の額以上の場合、その年の 8 月から翌年の 7 月までの支給が停止されます。

所得制限限度額表		
扶 養 親 族 等 の 人 数	受 給 資 格 者	配 偶 者 ・ 扶 養 義 務 者 等
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
5 人	6,496,000 円	7,388,000 円
6 人以上	以下 380,000 円 ずつ加算	以下 213,000 円 ずつ加算
⑨ 同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。)、 特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合 は、限度額が異なります。		

(注)

- 1 「所得」は、法律等で定められた範囲内の控除後の額とします。
- 2 扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族、兄弟姉妹をいいます。

○届出

次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 施設に入所したとき
- イ 障害の程度が該当しなくなったとき
- ウ 住所・氏名が変更したとき

○更新

障害の程度を確認するため、障害の種類に応じて定期的に診断書を提出していただきます。必要な場合は案内があります。

○障害年金への移行

20 歳からは、国民年金の障害基礎年金が受給できます。

くわしくは、39 ページの年金制度をご覧のうえ、窓口へお問い合わせください。

○趣旨

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が、父又は母と生計を同じくしていない場合に、児童の育成を図るため、その母又は父、養育者に手当が支給されますが、父又は母が政令で定める程度の障害者である場合にも、同様に手当が支給されます（所得制限あり）。児童が、33ページ別表2以上の障害がある場合は、20歳未満まで延長して支給されます。

○支給制限

次に該当する場合は支給されません。

- (1) 婚姻の届出はしていないが、事実上の婚姻関係にあるとき
- (2) 対象児童が、児童福祉施設に入所しているとき（母子生活自立支援施設、通園を除く）
- (3) 児童や父若しくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき など

○手当額・支給月

児童1人の場合、所得に応じて月額11,340円～48,050円の支給があります。ただし、支給基準により停止になる場合もあります。児童2人目以降は、上記金額に所得に応じて5,680円～11,350円ずつ加算されます。

手当は認定の請求をした日の属する月の翌月から支給され、年6回（奇数月）支払月の前月までの分が支給されます。

○申請

申請者の状況によって必要書類が異なりますので、事前に窓口へお問い合わせください。

○所得制限

受給資格者、または扶養義務者等の前年の所得が、次の表の額以上の場合は、その年の11月から翌年の10月まで支給が停止されます。

（注1）「所得」は、法律で定められた範囲内の控除後の額とします。

障害基礎年金等を受給されている方は、非課税の公的年金給付等も所得に含みます。

（注2）扶養義務者とは、受給資格者と生計を同じくしている直系血族・兄弟姉妹をいいます。

所得制限限度額表			
扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円
（注）同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合は、限度額が異なります。			

○一部支給停止措置について

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当される方については、手当の一部が支給停止される場合があります。

ただし、就業している等の事由に該当された場合、必要な書類を提出していただくことによって、以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

心身障害者・児福祉金

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

心身障害者の生活を激励し、障害児の健全な育成を助成するため福祉金を支給します。

○対象者及び支給金額等

在宅の方で、身体障害者手帳の1級～4級の方、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方に次の表の区分に応じて支給します。

支給は、申請の翌月分から、9月下旬と3月下旬の年2回です。

年齢区分	障害者手帳の種類	等級又は判定	支給金額（年額）	支給金額（月額）
20歳以上	身体障害者手帳	1・2級	24,000円	2,000円
		3・4級	18,000円	1,500円
	療育手帳	A	24,000円	2,000円
		B	18,000円	1,500円
	精神障害者保健福祉手帳	1級	24,000円	2,000円
		2級	18,000円	1,500円
20歳未満	身体障害者手帳	1～4級	24,000円	2,000円
	療育手帳	A・B		
	精神障害者保健福祉手帳	1・2級		

○申請

手帳・預金通帳を持参してください。

○所得制限

障害者本人及び扶養義務者のいずれかの方について、その年度の市町村民税の所得割が課税されている時は、4月から翌3月まで支給されません。

（扶養義務者）

障害者(20歳以上)の場合 障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする配偶者又は子

障害児(20歳未満)の場合 障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくする父母、配偶者又は子

○届出

振込口座を変更した場合や施設入所された場合は、ただちに届出てください。また施設を退所された場合は、再度申請してください。

介 護 手 当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
長寿福祉課 長寿福祉係 ☎443-2062 F 443-2180
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

日常生活の食事や入浴、被服の着脱に常時介護が必要な6歳以上の身体障害者・知的障害者、高齢者でねたきりや認知症の方を介護している方の負担を軽減するため手当を支給します。

○対象者

次の(1)～(4)のいずれかの方を常時介護している方で、居宅での日常生活において常時介護を必要とする状態が6か月以上経過し、その状態が今後も継続すると認められるとき

- (1) 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (2) 障害の程度がAの療育手帳の交付を受けた方
- (3) 60歳以上のねたきりの方
- (4) 65歳以上の重度または中度の認知症の高齢者

ただし、(1)のうち60歳以上の方、(3)・(4)の方を介護するときは長寿福祉課が窓口です。

○所得制限

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員の合計所得金額が1,000万円以上の場合には支給されません。

○手当額・支給月

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員全員が市町村民税非課税の場合

月額 10,000円

被介護者等の世帯に属すると認められるすべての世帯員全員に1人でも市町村民税課税の者がいる場合

月額 5,000円

申請の翌月分から、1月、4月、7月、10月中旬に介護者名義の口座に振込まれます。

○申請

民生委員等又は地域包括支援センターに常時介護を要する状態であることを証明していただく必要があります。窓口にご相談ください。

○届出

次のようなときは、ただちに届出てください。

- ア 介護を受けている方が入退院したり、施設に入退所したとき(入院後もしくは入所後の翌月分から支給停止になります)
- イ 介護している方が変わったとき
- ウ 障害等の程度が該当しなくなったとき
- エ 振込口座を変更したとき

○更新

常時介護を要する状態を毎年確認します。更新申請書を郵送しますので毎年5月に更新手続きを行ってください。また、常時介護を要しなくなった方は後日、介護手当の支給を中止する旨のご案内をします。

外国人障害者福祉手当

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2062 F 443-2180
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

日本国籍を有しないため、国民年金に加入できなかった富山市在住の外国人に対して、福祉の増進を図るため、手当を支給します。

○対象者

次の①～④のすべてに該当する方に支給されます。

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日前から外国人登録をされ、申請日現在、本市の住民基本台帳に 1 年以上記録されている方
- ② 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた方
- ③ 昭和 57 年 1 月 1 日前から身体障害者手帳 1・2 級を持つ方または療育手帳 A を持つ方
- ④ 公的年金を受給していない方

○手当額・支給月

月額 20,000 円で、毎年 8 月、12 月、4 月に認定の請求をした月の翌月分から支給されます。

○申請

手帳、預金通帳、印鑑を持参して下さい。なお、対象者の所得により制限があります。

障害基礎年金（国民年金）

【窓口】保険年金課 国民年金係 ☎443-2067 F 443-1260
各行政サービスセンター 地域福祉係
富山年金事務所 ☎441-3926 F 431-1433

障害者の経済的基盤を確立するため、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日または障害固定日）に一定の障害の状態に該当する方は、申請により障害基礎年金を受給できます。

○対象者

- ① 国民年金加入中に初診日のある傷病で一定の障害の状態になった方
- ② 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日のある病気やけがで一定の障害の状態になった方（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）

ただし①、②とも初診日のある月の前々月までの加入期間のうち、保険料の未納期間が3分の1未満であることが必要です。特例として初診日が令和18年3月末日までの傷病については初診日のある月の前々月までの1年間に未納期間がないときに年金を受給できます。

- ③ 20歳前に初診日のある傷病で一定の障害の状態となった方
20歳になったときから年金を受給できますが所得制限があります。

○障害程度

一定の障害とは33ページの別表1、2の状態に該当することをいいます。

※身体障害者手帳の等級認定と年金の等級認定は異なります。

○年金額（令和8年度）

障害基礎年金1級 年額 1,059,125円（\$31.4.2生～）、1,056,125円（～\$31.4.1生）

障害基礎年金2級 年額 847,300円（\$31.4.2生～）、844,900円（～\$31.4.1生）

子の加算として、2人目まで1人につき年額243,800円、3人目からは1人につき年額81,300円が加算されます。

※受給者によって生計を維持されている18歳未満の子（33ページの別表1、2に掲げる障害程度があるときは20歳未満）があるときは子の加算があります。

○申請

所定の診断書等がありますので、年金手帳または基礎年金番号通知書を持参のうえ保険年金課、各行政サービスセンターまたは富山年金事務所へご相談ください。

ただし、第3号被保険者期間中に初診日があるときは、富山年金事務所へご相談ください。

		厚生年金保険（障害厚生年金）
支給要件		加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。
障害認定時		障害基礎年金と同じ。
年金額		【1級】 （報酬比例の年金額）×1.25+配偶者の加給年金額（243,800円） 【2級】 （報酬比例の年金額）+ 配偶者の加給年金額（243,800円） 【3級】 （報酬比例の年金額）※最低保障額 635,500円（\$31.4.2生～） 報酬比例の年金額の計算式 633,700円（～\$31.4.1生） $\left\{ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}（※） + \right. \\ \left. \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数}（※） \right\}$ 平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。 平均標準報酬額とは、平成15年4月以降の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。 ※被保険者期間が、300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算します。 また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎とはされません。
障害等級の例	1級	障害基礎年金と同じ
	2級	障害基礎年金と同じ
	3級	両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの その他

20歳前傷病による障害基礎年金にかかる所得制限

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられており、所得額が376万1千円（扶養親族がいない場合）を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、479万4千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

(年金額)	1級=①1,059,125円、②1,056,125円 (月額 ①88,260円、②88,010円) 2級=①847,300円、②844,900円 (月額 ①70,608円、②70,408円) (全額支給)	2分の1 支給停止	全額 支給停止
		1級=①529,563円、②528,063円 (月額 ①44,130円、②44,005円) 2級=①423,650円、②422,450円 (月額 ①35,304円、②35,204円)	

所得 0

376.1万円

479.4万円（※）

①：\$31.4.2生～、②：～\$31.4.1生 （注）所得は扶養親族がいない場合です。

特別障害給付金

【窓口】保険年金課 国民年金係 ☎443-2067 F 443-1260
各行政サービスセンター 地域福祉係
富山年金事務所 ☎441-3926 F 431-1433

○趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害者給付金を支給することにより、福祉の増進をはかります。

○対象者

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

○支給額（令和8年度）

1級：月額 58,650 円（2級の1.25倍）

2級：月額 46,920 円

- ・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・所得によって支給制限となる場合があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は支給制限があります。
- ・支払は年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）で、前月分までが支給されます。（初回支払などの特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

○注意事項

- ・給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。
（請求が遅れた場合は遡って支給することはできませんのでご注意ください。）
- ・障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。
なお支給が決定すれば、請求月の翌月に遡って支給額を計算いたします。

心身障害者扶養共済制度

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

障害者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害者となった場合に、障害者に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定をはかります。

○加入対象者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する障害者の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にあり、4月1日時点の年齢が満65歳未満の方

- (1) 療育手帳の交付を受けた方
- (2) 1級～3級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (3) 精神や身体に永続的な障害のある方で、(1)、(2)に準ずる方

加入時の年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金（月額）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

○掛金 毎年4月に1年分の納付書をお送りします。お近くの銀行で納めてください。

○年金額

月額 20,000 円、2 口まで加入でき、この場合は月額 40,000 円、掛金は倍額になります。

○掛金の減免

次の方は掛金が減免されます。

- (1) 生活保護受給世帯 — 1 口目は全額免除、2 口目は半額免除
- (2) 市民税非課税世帯 — 1 口目は半額免除、2 口目は4分の1の金額を免除
- (3) 昭和 61 年 3 月 31 日以前の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 25 年以上の方は、全額免除
- (4) 昭和 61 年 4 月 1 日以降の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 20 年以上の方は、全額免除

○弔慰金

1 年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡した場合は、加入者に次のとおり弔慰金が支給されます。

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

○脱退一時金

5 年以上加入した後に、この制度を脱退した場合は、加入期間に応じて次のとおり脱退一時金が支給されます。

加入期間	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
金 額	75,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

○税の措置

掛金は所得から控除（小規模企業共済等掛金控除）され、年金・弔慰金は非課税です。

○加入手続

加入者の健康状態をうかがいますので、加入者本人が印鑑ご持参のうえ、窓口でお問い合わせください。